

国民健康保険からのお知らせ

～こんなときには届け出を～

国民健康保険に加入するとき・やめるときは、届け出が必要です。手続きに必要なものをお持ちになり、14日以内に役場で手続きを行いましょう。

国民健康保険に加入された方は、役場で手続きをした日ではなく、加入資格を得た日までさかのぼって国保税を納めなくてはなりません。また手続きが遅れたため、国保税を二重に支払ってしまうこともありますので、必ず**14日以内**に届け出をしましょう。

平成28年1月1日より、届け出の際に世帯主と被保険者の個人番号の記載が必要となりました。個人番号カード(写真入り)をお持ちの方はカードを、お持ちでない方は個人番号がわかるもの(通知カードか個人番号が記載されている住民票)と本人確認書類(運転免許証など)をお持ちください。世帯主以外の方(同一世帯)が手続きをする際にも、世帯主の個人番号がわかるものが必要となります。

こんなとき		手続きに必要なもの
国民健康保険に加入するとき	他の市町村から転入してきたとき	印鑑、他の市町村の転出証明書
	職場の健康保険をやめたとき	印鑑、職場の健康保険をやめた証明書
	職場の健康保険の被扶養者から外れたとき	印鑑、被扶養者から外れた証明書
	子供が生まれたとき	印鑑、母子健康手帳
国民健康保険をやめるとき	他の市町村へ転出するとき	印鑑、保険証
	職場の健康保険に加入したとき	印鑑、①国保と②職場の健康保険の保険証(②が未交付のときは、加入したことを証明するもの)
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	印鑑、保険証
その他	町内で住所が変わったとき	印鑑、保険証
	世帯主や氏名が変わったとき	
	世帯を分けたり、一緒にしたとき	
	保険証をなくしたとき(あるいは汚れて使えなくなったとき)	印鑑、本人であることを証明するもの(使えなくなった保険証)
	修学のため、子供が他の市町村に住むとき	印鑑、保険証、在学証明書

※職場の健康保険に加入したときは、国保の保険証は至急返却してください。

職場の保険証ができるまでの間に、国保の保険証を使うことはできません。

誤って国保の保険証を使用した場合は、その医療費を返還していただくことになります。

～小野町以外の学校などに進学する方へ～

国民健康保険加入者が、小野町以外の大学、短大、専門学校などに進学し、住民票の異動(転出)をした場合は、届け出により引き続き小野町の国民健康保険証(マル学被保険者証)を交付します。

なお「マル学被保険者証」の有効期限は、届け出をされた年度の3月31日までとなっていますので、更新を希望される場合は、毎年4月に届け出が必要となります。

また社会保険などへの加入や学生でなくなったときは「マル学被保険者証」の返還が必要となりますので、必ず届け出を行ってください。

マル学被保険者証該当要件(①～④すべてに該当する方)	手続きに必要なもの
①小野町の国民健康保険の加入者	印鑑、保険証 学生証または在学証明書(学校の名称・所在地・修学年限と在学年の記載のあるもの)、合格通知書、入学許可証(新入学時)
②町外の大学、短大、専門学校などへ進学する方	
③進学するために町外に住民票を異動(転出)する方	
④小野町居住の親などに扶養されている方	

※町内から通学する場合(住民票を異動しない場合)は該当となりません。

※転出の届け出の際に、学生としての転出であることをお知らせください。

マル学被保険者証の返還が必要なき	手続きに必要なもの
①卒業または退学し、学生でなくなったとき	印鑑、マル学被保険者証、学生でなくなったことを証明する書類、社会保険などの保険証
②社会保険などへ加入したとき	
③住民票を異動(転入)して国保に加入するとき	

問 町民生活課 ☎ 72-6933